毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年９月11日
金　曜　日

号　外

目　　次

公安委員会規則
○多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則　1

規　　則

多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和２年９月11日

富山県公安委員会
委員長　麦　野　英　順

富山県公安委員会規則第７号

多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多衆運動に関する条例施行規則（昭和44年富山県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

令和２年９月11日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番